

移住・定住促進用パンフレット等作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 委託の名称

移住・定住促進用パンフレット等作成業務委託

2. 目的

南魚沼市における移住定住を促進するために、地域に根差した事業を行っている企業、それに関わる人材、南魚沼市のブランド化に資する人材（特産品を扱う人、地域資源を活かした事業に取り組んでいる人など）に焦点を当て、対象者のライフスタイルや、南魚沼市の雪や特産品など地域資源の魅力を情報発信することで南魚沼市への移住定住のイメージを具体的に掴むためのきっかけをつくることや、当市の素晴らしさを訴求することを目的とする。

3. 委託業務内容

別紙「移住・定住促進用パンフレット等作成業務委託仕様書」のとおり

4. 契約期間

契約の日から令和7年3月31日まで

なお、令和7年度、令和8年度についても本業務と同様の事業を予定しており、令和6年度の受託者を契約相手方候補者として優先的に協議するものとする。

5. 見積限度額

2,970,000円(消費税及び地方消費税を含む)

6. プロポーザル参加時の資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次の事項をすべて満たす者とする。

- (1) 南魚沼市内に本店、支店または営業所を有する事業者であること。
- (2) 過去5年以内に、新潟県内の自治体又は関係する団体・組織から各種パンフレット制作業務を受注した実績を有すること。
- (3) 南魚沼市における建設コンサルタント等業務入札参加資格又は物品入札参加資格を有する者。なお、資格を有していない者は、参加申込書提出締切日（4月12日）までに入札参加資格審査の申請手続きを行うこと。
- (4) 参加申込書提出日から契約締結の間において、新潟県及び南魚沼市による指名停止措置を受けている期間がないこと。

7. 公募型プロポーザル実施日程及び参加申込書、企画提案書等の提出先

(1)実施日程

項目	日程等
公告	令和6年4月1日(月)
参加申込書・質問書提出締切	令和6年4月12日(金)午後4時
質問者への質問回答	令和6年4月16日(火)午後4時
企画提案書等提出締切	令和6年4月23日(火)午後4時
審査結果通知	令和6年4月30日(火)予定
契約締結	優先交渉者との協議終了後

(2)参加申込書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

①参加申込書、企画提案書の提出先	〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1 南魚沼市役所 総務部 財政課契約検査班 TEL 025-773-6671 FAX 025-772-3055 E-mail: keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp
②質問書の提出先、募集要領及び仕様等の問合せ先	〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1 南魚沼市役所 総務部 U&I ときめき課 ふるさと創り班 TEL 025-773-6659 FAX 025-772-3055 E-mail: tokimeki@city.minamiuonuma.lg.jp

8. 参加申込書並びに質問書の受付及び回答

(1)参加の申込

提出様式：参加申込書（兼誓約書）（様式第1号）

添付書類：「6.プロポーザル参加時の資格要件」の(2)に定める実績を確認できるもの

提出締切：令和6年4月12日(金)午後4時必着（持参又は郵送）

(2)質問の受付

提出様式：質問書（様式第2号）

提出締切：令和6年4月12日(金)午後4時必着（FAX または電子メール）

(3)質問に対する回答

参加申込書を提出したすべての業者に対し、質問事項及びその回答を令和6年4月16日(火)までに電子メールにより回答することとし、回答は本要領及び仕様書と一体のものとして効力を有するものとする。なお、電話及び口頭等による個別対応は行わない。

9. 企画提案書の受付

提案者は、下記により必要書類を提出すること。

提出締切：令和6年4月23日（火）午後4時必着（持参又は郵送）

提出書類	書類の内容等	提出部数
①企画提案書（様式第3号）	（表紙）	6部
②パンフレット・ウェブ納品 データサンプルイメージ	手書きでのイメージも可。	6部
③企画提案に関する説明書	様式任意。A4両面1枚まで。	6部
④業務実績	様式任意。過去5年以内における新潟県内の自治体又は関係する機関、団体から各種パンフレット作成業務を受注した実績を1～3つ程度記載したもの。南魚沼市以外の受注実績については契約書のコピーを添付。なお、参加申込書に添付した書類は省略できるものとする。パンフレットのコピーがある場合は任意で提出。	6部
⑤見積書及び見積内訳書	様式任意	1部

10. 参加の辞退

本プロポーザルへの参加申込後、提案を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

11. 審査及び選定方法

- (1) 審査は、企画提案書の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- (2) 提出された企画提案書を「12. 選考審査基準項目」で定める審査基準に基づき選考委員会により審査し、評価合計点が最も高い者を優先交渉者として選定する。なお、最高得点者が2人以上いる場合は、選定委員会にて協議の上、決定する。
- (3) 参加者が1者の場合は選考委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものと判断した場合は、優先交渉者として選定する。
- (4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断した場合は、優先交渉者を選定しないものとする。
- (5) 審査結果は、令和6年4月30日（火）（予定）に応募者全員に対して速やかに電子メールにより通知する。
- (6) 本プロポーザルの審査の内容についての問い合わせには一切応じない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

12. 選考審査基準項目

各提案事業者に対する評価は、関係職員（U&I ときめき課、商工観光課、企画政策課、秘書広

報課の計6名)を審査員とした選考委員会にて、審査採点表に基づき審査を行う。各審査員の採点表を集計し、優先交渉者を選定する。

採点基準は以下のとおりとする。

評価項目及び評価内容	配点				
	優	秀	良	可	不可
評価項目①コンセプト 全体を通して一貫性があり、南魚沼市への移住定住を促進する内容となっているか	5点	4点	3点	1点	0点
評価項目②デザイン 提案内容が業務目的の達成に対して効果的かつ魅力的なデザインであるか	5点	4点	3点	1点	0点
評価項目③情報発信力、訴求力 提案内容に効果的な情報発信ができる工夫がなされているか	5点	4点	3点	1点	0点
評価項目④ 見積限度額(2,970,000円)から見積額が10%低く設定されているごとに1点加点(最高3点・最低0点)	3点~0点				
評価点	点				

13. 契約等

(1)契約先

審査の結果、優先交渉者として選定された事業者との契約交渉(提案書等の修正協議を含む。)を行う。なお、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行う。

(2)失格要件

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ③ 契約締結時において「6.プロポーザル参加時の資格要件」を満たしていない場合。
- ④ 見積書の金額が、見積限度額を超えた場合。
- ⑤ その他、本要領の内容に違反する場合。

14. その他

(1)企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。

(2)提出された書類はその理由に関わらず返却しない。

(3)提出後の書類の差し替えや修正、追加等は認めない。ただし、市から要請があったものについてはこの限りではない。

(4)提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとする。

(5)提出された企画提案書等は、必要な範囲で複製を作成することがある。

(6)提出された企画提案書等は、南魚沼市情報公開条例に準じて、公開することがある。

(7)契約に関する全ては、南魚沼市財務規則（平成19年3月30日規則第4号）及び南魚沼市委託契約約款（平成21年1月30日告示第8号）及び市の指示による。

<添付資料>様式 第1号～第3号